

特定個人情報情報の適正な取扱いについて

特定個人情報保護委員会事務局



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成27年中は5名、平成28年1月から7名）

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

・委員長（常勤） 堀部政男（元一橋大学法学部教授）

・委員（常勤） 阿部孝夫（元川崎市長）

嶋田実名子（元（公財）花王芸術・科学財団常務理事）

・委員（非常勤）手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

加藤久和（明治大学政治経済学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令
- 報告徴収・立入検査
- ガイドラインの作成
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

監視・
監督

特定個人情報保護 評価に関すること

- 特定個人情報保護
評価に関する指針
の作成・公表
- 評価書の承認

指針

評価
書

広 報

特定個人情報
の保護につい
ての広報啓発

広報・
啓発

国際協力

国際会議への
参加その他の
国際連携・協
力

苦情処理

苦情の申出に
ついてのあっ
せん

あっ
せん

苦
情

国会報告

年次報告

意見具申

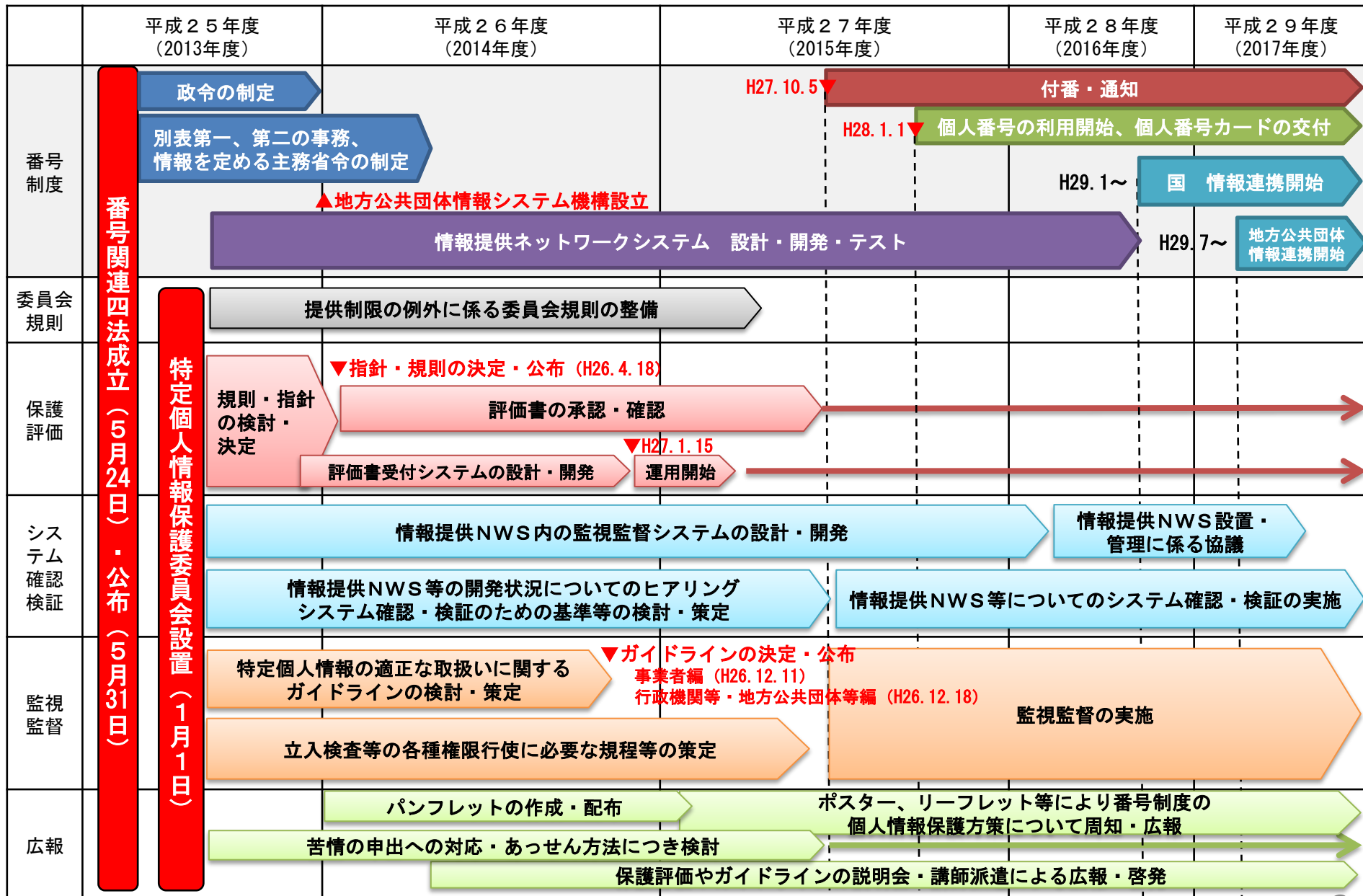
内閣総理大臣
に対する意見
具申

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

特定個人情報保護委員会の当面のスケジュール（案）



1. 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）」について

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

趣 旨

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会は個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされています。

種 別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<ガイドラインの構成（共通）>

第1 はじめに

第2 用語の定義等

第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕

第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕

（別添）特定個人情報に関する安全管理措置

地方公共団体等における個人番号利用事務及び個人番号関係事務

個人番号関係事務

○地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

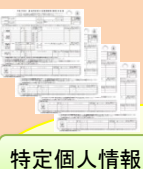
地方公共団体等



収集

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
1234...	番号太郎	*****



保管

特定個人情報

支払調書(イメージ)

支払いを	個人番号 1234...
受ける者 氏 名	番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを	個人番号 5678...
受ける者 氏 名	難波一郎

・法定調書等の提出
・共済組合への申請・届出 等

特定個人情報
情報の提供

個人番号の
提供の求め

個人番号
の提供

本人確認

○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

職員等



・扶養控除等申告書の提出
・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

有識者・不動産所有者 等



・講演料、原稿料等の支払手続
・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



・所得税の確定申告書の提出
・児童手当の認定請求書の提出 等

特定個人情報
情報の提供

本人確認

照会

情報提供ネットワークシステム

提供

個人番号利用事務
実施者

地方公共団体、
健康保険組合等

個人番号利用事務

○地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等



特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
9876...	番号花子	*****



保管

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

特定個人情報

利用制限、提供制限、収集・保管制限

利用の制限

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 地方公共団体が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

提供の制限

- 個人番号利用事務等进行处理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

※ 地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たります。

<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- 第1号 個人番号利用事務実施者からの提供
- 第2号 個人番号関係事務実施者からの提供
- 第3号 本人又は代理人からの提供
- 第4号 機構による個人番号の提供（第14条第2項、施行令第11条）
- 第5号 委託、合併に伴う提供
- 第6号 住民基本台帳法上の規定に基づく提供（施行令第19条）
- 第7号 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（施行令第21条）
- 第8号 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（施行令第22条、第23条）
- 第9号 地方公共団体の他の機関に対する提供
- 第11号 委員会からの提供の求め
- 第12号 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（施行令第26条、施行令別表）
- 第13号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供
- 第14号 委員会規則に基づく提供

収集・保管制限

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務进行处理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

委託

委 託

○ 委託者（地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

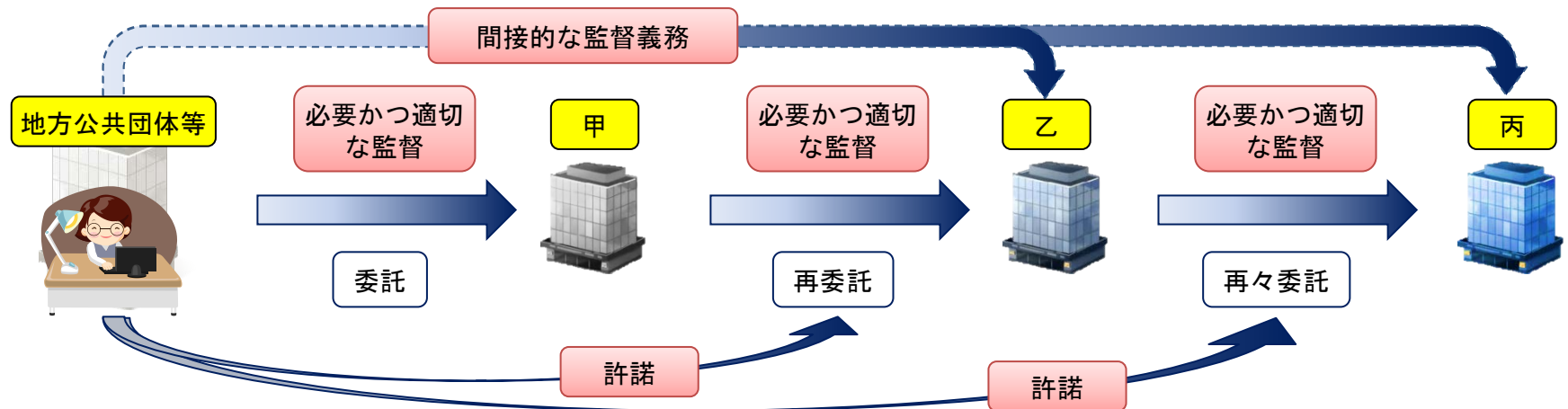
※ 委託者は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断しなければなりません。また、委託先に対する監督義務だけではなく、再委託先に対しても間接的に監督義務を負うこととなります。

《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

（契約に盛り込む必要がある内容）

- ・ 秘密保持義務
- ・ 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・ 再委託における条件
- ・ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ・ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- ・ 従業者に対する監督・教育
- ・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- ・ 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等



○ 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の承諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

情報提供ネットワークシステム、特定個人情報保護評価

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項）
- ※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。

特定個人情報に関する安全管理措置

安全管理措置の概要

- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
 - ※ 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護について、行政機関等と同様の適用となるよう、必要な措置を講ずることとなります。
- 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

安全管理措置の検討手順

- 個人番号及び特定個人情報の取扱いを検討するに当たって、次に掲げる手順により安全管理措置を検討することとなります。
 - A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
 - B 特定個人情報等の範囲の明確化
 - C 事務取扱担当者の明確化
 - D 基本方針の策定
 - E 取扱規程等の見直し等

「C 事務取扱担当者の明確化」は、部署名（〇〇課、〇〇係等）、事務名（〇〇事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要があると考えられます。



予算執行等
管理事務



住民基本台帳
に関する事務



給与所得の
源泉徴収票
作成事務

個人番号を取り扱う事務の範囲(例)

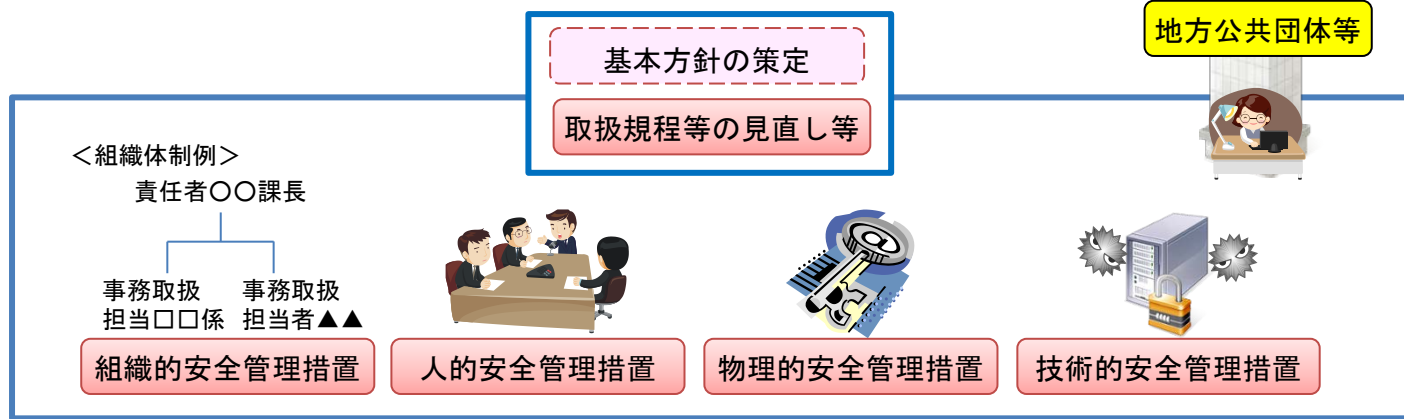
氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎	123456...	男	...	○課	xxx,xxx
番号花子	234567...	女	...	△課	xxx,xxx
難波一郎	345678...	男	...	●部	xxx,xxx
難波次郎		男	...	退職	

源泉徴収票作成事務における特定個人情報等の範囲(例)

講ずべき安全管理措置の内容

安全管理措置の内容

- 個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、職員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。



《基本方針の策定》

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《取扱規程等の見直し等》

- 特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要です。

《組織的安全管理措置》

- 「組織体制の整備」、「取扱規程等に基づく運用」、「取扱状況を確認する手段の整備」、「情報漏えい等事案に対応する体制の整備」、「取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」

《人的安全管理措置》

- 「事務取扱担当者の監督」、「事務取扱担当者の教育」

《物理的安全管理措置》

- 「特定個人情報等を取り扱う区域の管理」、「機器及び電子媒体等の盗難等の防止」、「電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」

《技術的安全管理措置》

- 「アクセス制御」、「アクセス者の識別と認証」、「不正アクセス等の防止」、「情報漏えい等の防止」

※ 特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

ガイドラインの事業者向け周知・広報について

ご協力をお願いいたします

- 1 特定個人情報保護委員会のホームページ掲載資料の活用
- 2 市町村管内の事業者や経済団体等に対するガイドラインの周知
- 3 広報誌やホームページなど様々な手段の活用による広報
- 4 説明会の開催による管内の関係団体や事業者への周知

- 委員会HPでは、ガイドラインに関する説明資料を掲載しています。
- 委員会HP > 法令・ガイドライン > ガイドライン > ガイドライン資料集

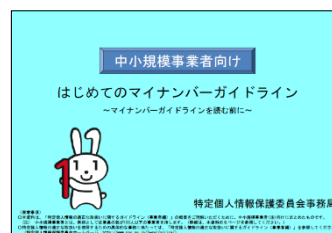
をご覧ください。



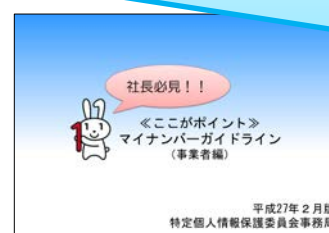
一般事業者向け資料



金融機関向け資料



中小企業向け資料



経営者向け資料

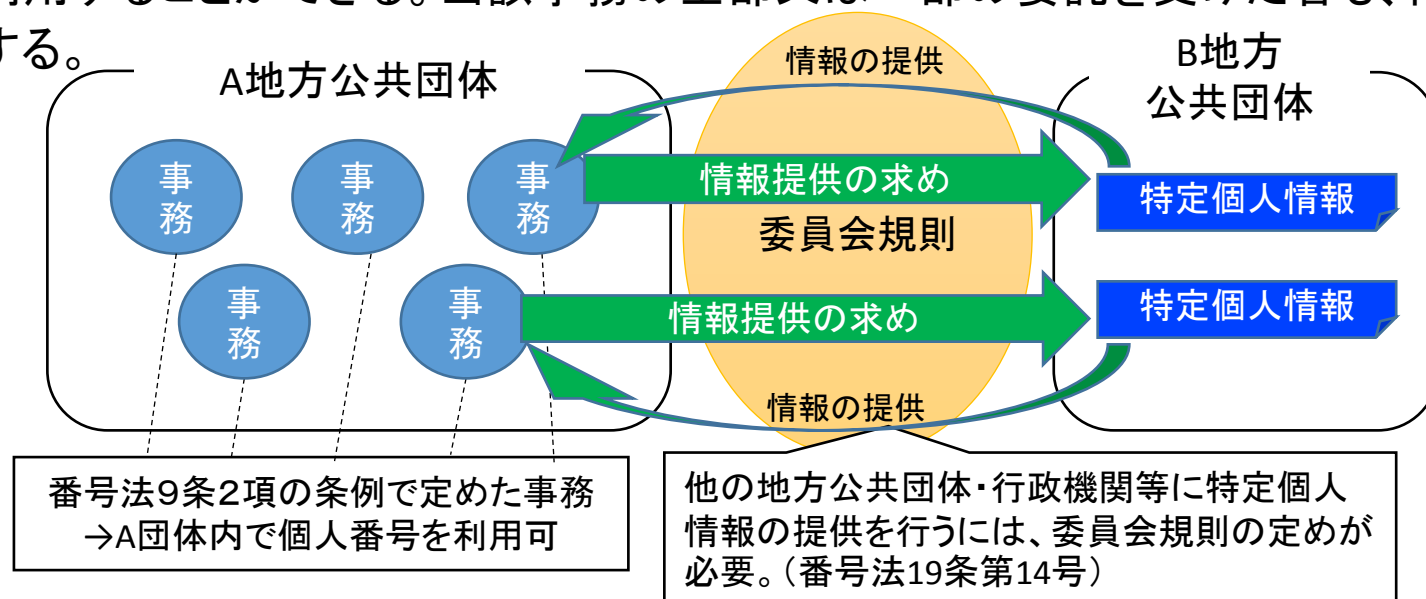


2. 委員会規則について

番号法第9条第2項の条例に基づく独自利用事務

番号法第9条第2項

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



地方公共団体が実施する独自利用事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他地方公共団体からの照会対応を効率化。
⇒上記情報連携が可能となるよう、委員会規則を検討

準7号委員会規則について

概要

独自利用事務に係る情報連携（以下「規則連携」という。）を可能とするため、番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして委員会規則（以下「準7号委員会規則」という。）を定める。

規則で定める内容

- 情報提供ネットワークシステムを使用した独自利用事務に係る情報連携であること
- 以下の3つの要件に合致していること
 - 独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること
 - 独自利用事務の内容が、法定事務の内容と類似していること
 - 独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者が、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者であり、かつ、独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること
- 情報照会者である地方公共団体が届出を行い、その内容を委員会が総務大臣に通知した後に、委員会において公表した独自利用事務であること

準7号委員会規則と番号法改正法案について

現在の状況

- 平成27年1月23日に委員会規則のための検討会を開催し、地方公共団体等からの意見を聴取。
- 平成27年1月30日から2月13日まで、地方公共団体に対して任意の意見照会を実施。
- 平成27年2月18日から3月19日まで準7号委員会規則案を意見公募手続に付し、当該規則の制定に向けて所要の手続を行ってきたところ。
- 一方、番号法改正法案が3月10日に閣議決定され、国会に提出されたため、内閣府大臣官房番号制度担当室と協議し、当該規則の制定については、国会審議の状況を踏まえつつ、適切な時期に制定することとした。
- ただし、前頁に記載した準7号委員会規則の内容については委員会会議において決定しており、基本的に変更の予定はない。

番号法改正法案の内容

- 独自利用事務について第19条第8号、第26条※を新設し、情報提供ネットワークシステムの使用について明示するとともに、守秘義務・秘密保持義務・提供義務等を担保。※改正法案による改正後、現行の第19条第8号、第26条以降の条号は繰り下げ。
- 番号法改正法案の内容は、委員会規則と整合的。

準7号委員会規則に係る届出書について①

概要

- 届出書は独自利用事務ごとに作成
- 必要な記載事項

【1. 事務の趣旨又は目的】

- ①事務の名称
- ②番号法別表第1の項
- ③番号法別表第2の項
- ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分
- ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所
- ⑥事務の趣旨又は目的の内容

【2. 事務の類似性及び特定個人情報】

事務

- ①根拠規定
- ②事務の内容

特定個人情報

- ①根拠規定
- ②情報提供者
- ③提供を求める特定個人情報

事務の趣旨又は目的

- 法定事務と独自利用事務の趣旨又は目的が同一であることを記載
⇒独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の趣旨又は目的に含まれるか

(例)児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

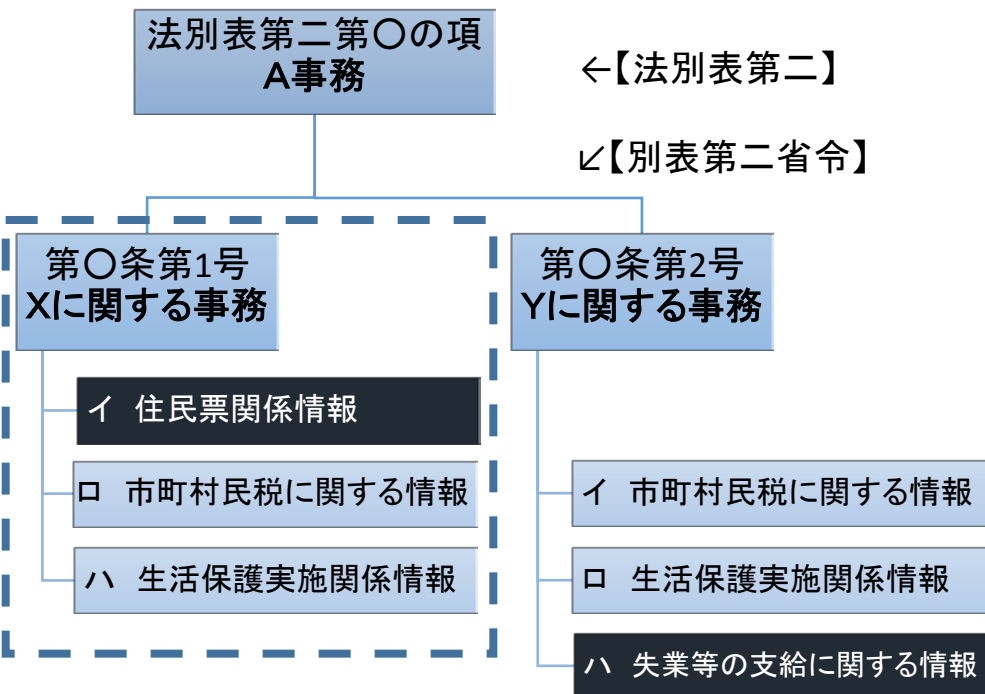
〇〇市小児の医療費助成に関する条例

第1条 この条例は、小児の保護者に対し医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって小児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

準7号委員会規則に係る届出書について②

事務の類似性及び特定個人情報

- 事務の類似性及び特定個人情報は、法別表第二主務省令の号ごとに判断し、記載（左下図の破線の範囲）
- ある独自利用事務について「Xに関する事務」に準ずるとした場合、住民票関係情報、市町村民税に関する情報、生活保護実施関係情報について連携可能。⇒号が異なる2号に規定された失業等の支給に関する情報については、「Xに関する事務」に準ずる場合は連携不可



2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令○条1号	〇〇条例第○条
②事務の内容	Xに関する事務	〇〇事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令○条1号イ	〇〇条例第○条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③特定個人情報	住民票関係情報	住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二省令○条1号ロ	〇〇条例第○条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二省令○条1号ハ	〇〇条例第○条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事
③特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

準7号委員会規則に係る届出書について③

留意点

○システム上の対応関係

- 規則連携は、事前調整やシステム改修に係る地方公共団体の負担を軽減するため、既存のデータ標準レイアウトの内容を転用することを想定。
- システム上は、「届け出た法定事務に準ずる事務」として、当該独自利用事務を登録する予定。
- したがって、独自利用事務と当該事務に準ずる法定事務は1対1で対応している必要があるため、1つの独自利用事務が複数の項にまたがる法定事務に準ずるとして届け出ることはできない。
- 地方税情報については、従来の守秘義務の取扱いを踏襲。
- 必要なシステム改修等については、現在各省庁と協議中。

2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
	番号法別表第二省令○条○号	○○条例第○条
①根拠規定	番号法別表第二省令○条○号	○○条例第○条
②事務の内容	Xに関する事務	○○事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令○条○号イ	○○条例第○条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③特定個人情報	住民票関係情報	住民票関係情報

1対1対応

準7号委員会規則に係る届出書について④

独自利用事務の根拠

- 独自利用事務条例をどのように規定するかにもよるが、一般的に、ある条例で定める対象となる事務については、条例で定められていることが通常の法令上の規定の仕方ではないかと考えられるため、第9条第2項の条例が定める対象事務の根拠も、条例で規定されていることが望ましい。
- なお、当該事務の根拠が要綱等の場合は、公知性を担保するため、インターネット等でその内容が公表されている必要がある。
- 規則連携を行う事務については、当該独自利用事務条例において、当該事務の根拠となる規則や要綱等の内容を法別表第二と同程度の粒度で書き下し、当該条例制定をする地方公共団体において内容が特定できることとすれば足りるものと考えられる。

特定個人情報保護評価

- 独自利用事務に係る特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護評価規則・指針・解説を基に、しきい値判断を行い、適切に実施する必要がある。

委員会規則に係る事務フロー

地方公共団体

特定個人情報保護委員会

規則連携を検討している事務と委員会規則の要件等について
ヒアリングを実施

※6月上・中旬に開催

※市町村分は都道府県を通じてヒアリング

※ヒアリングを通じて得られた事例を夏頃目途に公表

委員会規則を
制定

番号法第9条第2項に基づく条例を制定

① 規則連携を実施するものについて委員会
に届出

② 届出が要件を具備しているか
確認

③ 届出を受けたときは、情報提
供ネットワークシステムの設
置・管理者である総務大臣に
通知

④ 届出事項について委員会ウェ
ブサイト等にて公表

※ その他、特定個人情報保護評価を実施

委員会による精査・確認

その他の手続については、関係省庁との調整を踏まえ、随時情報提供予定

記載例(高等学校等就学支援金事務)

1. 事務の趣旨又は目的

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	〇〇県私立高等学校等就学支援費補助金交付関係事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		〇〇県番号条例別表第一 第〇の項 〇〇県私立高等学校等就学支援費補助金交付条例(昭和〇〇年〇月〇〇県条例第〇号)による私立高等学校等就学支援費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	〇〇県私立高等学校等就学支援費補助金交付条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的の内容	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、県内の私立の高等学校等の設置者が行う私立高等学校授業料等軽減事業に要する経費について、当該設置者に対し補助金を交付することにより、これらの者の修学を促進し、もって<u>教育の機会均等の保障を図ることを目的とする。</u>

2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令 58 条 項 1 号	〇〇県私立高等学校等就学支援費補助金交付条例第〇条第〇項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請及び収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	授業料等軽減願の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令 58 条 項 1 号 イ	〇〇県私立高等学校等就学支援費補助金交付条例第〇条第〇項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報

記載例(乳幼児医療費助成事務)

1. 事務の趣旨又は目的

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	〇〇市小児の医療費助成に関する条例
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		〇〇市番号条例別表第一 第〇の項 〇〇市小児の医療費助成に関する条例(昭和〇〇年〇月〇〇県条例第〇号)による小児医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第2条、第3条	〇〇市小児の医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的の内容	第2条 国及び地方公共団体は、 <u>児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第3条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。	この条例は、小児の保護者に対し医療費の一部を助成することにより、 <u>小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もつて小児の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>

2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令 8 条 項 1 号	〇〇市小児の医療費助成に関する条例第〇条第〇項
②事務の内容	指定小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令 8 条 項 1 号 イ	〇〇市小児の医療費助成に関する条例第〇条第〇項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

3. 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第26条・第27条

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
- ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）
上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、公務員の共済に関する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、対象人数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価のポイント

- ① 海外のPIA（Privacy Impact Assessment）に相当するものとし、評価実施機関が自己の取組について、主体的に評価・公表
- ② 評価の仕組みを法律に位置付け、国の全項目評価については委員会による承認、地方公共団体の全項目評価については第三者点検を要件
- ③ 番号法第27条に基づく承認が必要な評価のみならず、しきい値判断により3段階の評価（基礎項目、重点項目、全項目）で、メリハリのある仕組み
- ④ 地方公共団体の評価書等については、委員会の承認を要件とせず、必要に応じて、適合性及び妥当性について確認
- ⑤ 実施主体については機関ごと、評価単位については事務ごととし、きめ細かな評価を実施
- ⑥ 評価項目の記載については、特定個人情報の入手、提供等における漏えい・リスク対策等を容易に理解できるものとし、国民の信頼を確保

実施が義務付けられる者が複数いる場合等

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

特定個人情報保護評価の実施時期

1. 新規保有時

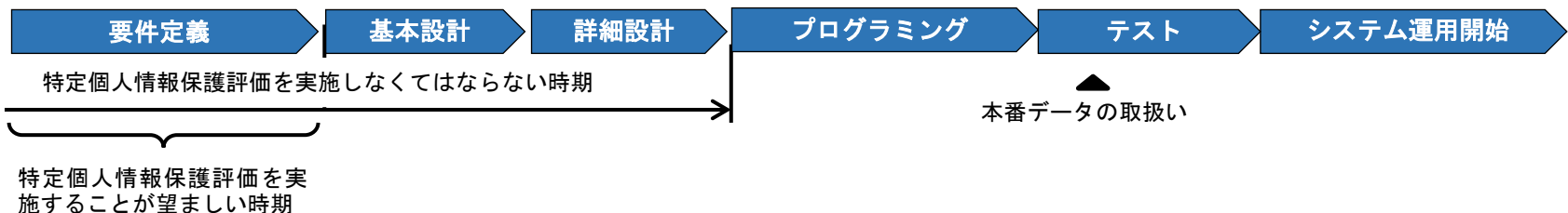
- 特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。（特定個人情報保護評価の実施とは評価書の公表までを指す。）

※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

（１）システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

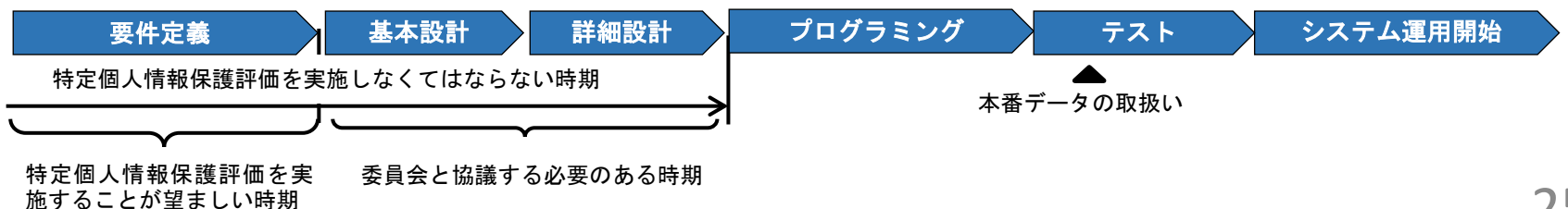
ア 通常の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施することができる。



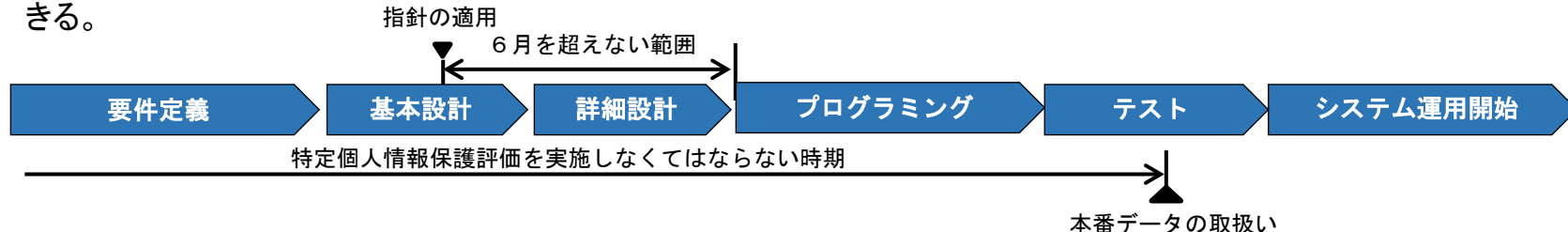
イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定することができる。



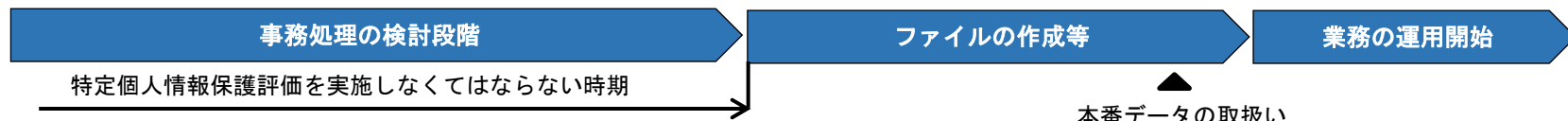
ウ 経過措置

- 指針の適用の日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

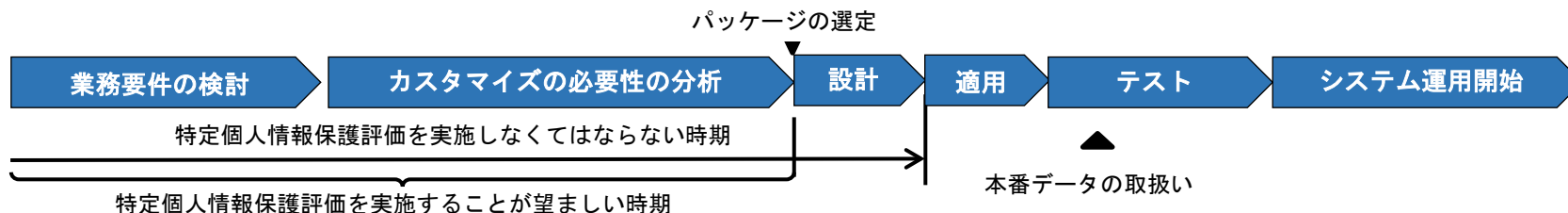
- システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定情報保護評価を実施する。



(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

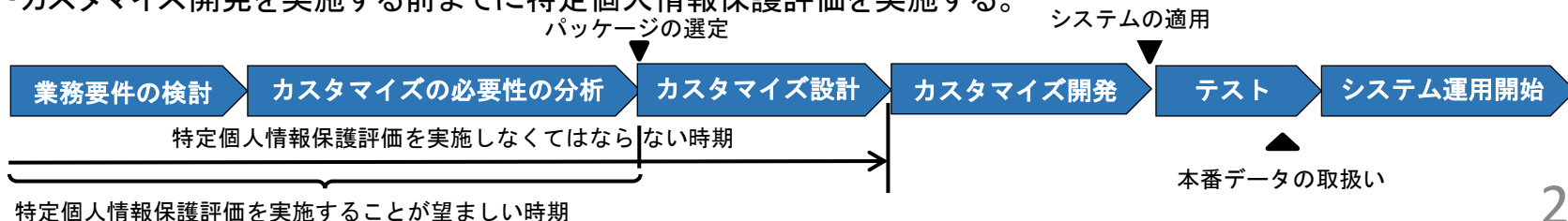
ア ノンカスタマイズの場合

- システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

- カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
- (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。
- (※) 重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち特定個人情報保護評価指針の別表に定めるものについての変更をいう。様式中に※が付されている項目の変更は、重要な変更に該当する。

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等)	—	重要な変更を加える前に再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するように努める	
修正	重要な変更にあたらない変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要	
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するように努める。	
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正

特定個人情報保護評価書等の提出・公表方法について

概要

- 特定個人情報保護評価の手続の円滑化を図るため、特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報保護評価書の提出・公表を行うシステムである「マイナンバー保護評価システム」が平成27年1月15日(木)から稼働しております。
- 特定個人情報保護評価書の提出・公表に当たっては、「マイナンバー保護評価システム」を使用してください。
- 「マイナンバー保護評価システム」により提出・公表された評価書については、「マイナンバー保護評価WEB」により国民が閲覧・検索することが可能となります。

マイナンバー保護評価システム (トップページ)



マイナンバー保護評価WEB (トップページ)



マイナンバー保護評価システムの利用に当たって

マイナンバー保護評価システムの操作説明書は、平成27年1月6日にデジタルPMOに掲載しております。

登録依頼からログインまで

- 当該システムを利用する際には、機関の情報やユーザの事前登録が必要となるため、評価書を委員会に提出する前までに委員会へご連絡ください。
※ 地方公共団体におかれては、平成26年11月14日付け事務連絡「「マイナンバー保護評価システム」の担当者の登録について」をご確認ください。
- ユーザ登録については、メールアドレスが重複しないようご注意ください。
例：知事部局(市長部局)での機関ユーザと機関内ユーザの重複、知事部局(市長部局)の機関ユーザと教育委員会の機関ユーザの重複 等

評価書の提出

- 評価書の様式については、委員会から配付した様式を使用して、システムへアップロードしてください。
(平成26年4月に各都道府県・政令指定都市に配付、平成26年7月23日にデジタルPMOに掲載)
⇒ 委員会から配付した様式以外は、システムへアップロードすることができません。
- 非公表部分を含む評価書を提出する場合には、評価書を提出する前に委員会へご連絡ください。

評価書の公表

- 当該システムの公表機能を用いて、公表を行っていただくとともに各団体のホームページ等に併せて公表を行ってください。

連絡先

特定個人情報保護委員会事務局総務課(保護評価班)

TEL: 03-6441-3689

E-mail: system-pia@ppc.go.jp

評価実施機関における評価書の公表状況

(平成27年3月31日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	3 機関	4	0	0	4
地方公共団体の長その他の機関	959 機関	7,400	7,020	292	88
(うち住民基本台帳事務)	903 機関	903	726	127	50
独立行政法人等	1 機関	1	1	0	0
地方独立行政法人	0 機関	0	0	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	0 機関	0	0	0	0
合計	964 機関	7,406	7,021	292	93

※ 評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。
(<http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/>)

評価書作成に当たっての一般的な留意事項

○ 特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施主体は各機関であることから、各機関ごとに計画管理書及び評価書を作成してください。

※ 首長部局で実施する評価と教育委員会等で実施する評価を分けて検討し、それぞれの機関ごとに計画管理書及び評価書を作成してください。

○ 中間サーバーに関する評価

情報提供ネットワークシステムを用いて情報連携を実施する事務においては必ず中間サーバーを使用することから、当該事務に係る評価書については、総務省から平成26年8月8日付で地方公共団体に情報提供されている「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって」を参照の上、中間サーバーに関する評価を記載してください。

○ 評価実施機関名

評価実施機関名については、評価書を提出する評価実施機関の名称を適切に記載してください(例:〇〇大臣、〇〇庁長官、〇〇県知事、〇〇市長、〇〇市教育委員会、独立行政法人〇〇等)。

評価書作成に当たっての一般的な留意事項

○ 計画管理書及び評価書の様式

計画管理書及び評価書の様式は、以下の委員会で決められた様式を使用してください。

- ・平成26年7月30日付けでデジタルPMOに掲載した様式
- ・平成26年4月18日付けで各都道府県・政令指定都市に配付した様式

（平成26年4月18日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡「特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の関連資料(CD-R)の送付について」）

- ・マイナンバー保護評価システムに掲載されている様式

○ 評価書の公表の作業

評価書については、特定個人情報保護委員会に提出するだけでなく、必ず公表してください。公表については、「マイナンバー保護評価システム」の機能を用いて公表を行うとともに、各団体のホームページ等に併せて公表を行ってください。

※ マイナンバー保護評価システムで提出・公表を行う際に、「評価書の提出」は行っているものの、「評価書の公表」を行っていない事例が散見されます。マイナンバー保護評価システムにおいて「評価書の公表」を行うためには、「評価書の提出」とは別に「評価書の公表」の作業が必要があり、「評価書の提出」の作業後自動的に「評価書の公表」がなされるものではありませんので、ご注意ください。

※ 公表するためのPDFの評価書については、全てのページが表示されるようにしてください。エクセルで作成した評価書をPDFに変換する際、表紙のみPDFに変換されている事例などが散見されますので、ご注意ください。

住民基本台帳に関する事務等に係る評価書作成に当たっての留意事項

1. 特定個人情報保護評価の実施期限

- 特定個人情報保護評価指針においては、システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期について、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができると規定されています。
- 住民基本台帳に関する事務については、個人番号とすべき番号の保有が平成27年6月の予定とされていることから、遅くともそれまでに特定個人情報保護評価を実施し、既存住基システムの改修を終える必要があります。このため、当該事務について特定個人情報保護評価を実施していない評価実施機関は、本趣旨を踏まえ、速やかに評価を実施してください。
なお、特定個人情報保護評価の実施とは、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出し、公表するまでを指します。
- 上記については、平成27年4月17日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課長・総務省自治行政局住民制度課長事務連絡「住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について」においても周知していますので、ご参照ください。

住民基本台帳に関する事務等に係る評価書作成に当たっての留意事項

2. 市町村CSに係る評価について

- 特定個人情報保護委員会事務局にて各市区町村から提出された住民基本台帳に関する事務に係る基礎項目評価書の内容を確認したところ、主にⅠ「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「③システムの名称」又は「2. 特定個人情報ファイル名」において、地方公共団体情報システム機構が開発する市町村CSを含めて評価を記載していないと思われる事例が散見されました。
- 市区町村は、住民基本台帳に関する事務に係る評価書において、既存の住民基本台帳システムに係る評価とともに、市町村CSに係る評価を記載する必要があります（「特定個人情報保護評価指針の解説」Q第3の2－4参照）。
- 各市区町村が住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を作成するに当たっては、市町村CSを含めて評価を記載するようお願いします。
- 評価書の記載内容については、平成26年6月30日より、地方公共団体情報システム機構ホームページ（住基ネット業務担当者コーナー）において、評価書における市町村CSや都道府県サーバの仕様等に関する記載について特定個人情報保護評価書の記載要領が配付されておりますので、ご参照ください。
- 上記については、平成27年4月17日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課長・総務省自治行政局住民制度課長事務連絡「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について」においても周知しておりますので、ご参照ください。

2. 市町村CSに係る評価について

【参考1】評価書の記載が適切と思われる例

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

・市町村CSに係るシステムとして住民基本台帳ネットワークシステムを記載している。

・情報提供ネットワークシステムを使用し
て情報連携を行うので、中間サーバーにつ
いて記載している。

※団体内統合宛名システムを保有してい
ない場合は、団体内統合宛名システムにつ
いて記載する必要はない。

・市町村CSに係る特定個人情報ファイル
として本人確認情報ファイル及び送付先情
報ファイルを記載している。

2. 市町村CSに係る評価について

【参考2】評価書の記載が不適切と思われる例

不適切と思われる例①

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

・市町村CSに係るシステムについて評価を行っていない可能性がある。

・情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うにもかかわらず、中間サーバーについて記載していない。

不適切と思われる例②

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム (※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	

・市町村CSに係る特定個人情報ファイルについて評価を行っていない可能性がある。

2. 市町村CSに係る評価について

【参考3】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）記載要領（市区町村版）【抄】

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	※その他、住民基本台帳に関する事務において各市町村で保有する特定個人情報ファイルがあれば、適宜追加ください。

独自利用事務に関する評価書作成に当たっての留意事項

- 番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務(いわゆる「独自利用事務」)についても、特定個人情報ファイルを保有する場合には、特定個人情報保護評価の実施が必要となります。独自利用事務に関する基礎項目評価書については、以下の項目について留意してください。

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称		
②事務の概要		
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先		

I 1. 「②事務の概要」においては、独自利用事務の内容を踏まえて記載してください。

I 3. 「法令上の根拠」においては、次の事項を記載してください。

- ・ 番号法第9条第2項
 - ・ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項
- ※ 評価実施時に条例が制定されていない場合等には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正を行ってください。

I 4. 「①実施の有無」で「実施する」を選択した場合には、「②法令上の根拠」において、次の事項を記載してください。

- ・ 番号法第19条第14号
 - ・ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」
 - ・ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項
- ※ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」については、平成27年4月の時点では制定されていませんが、規則制定前に評価を行う場合は(案)として記載してください。規則制定後、必要に応じて、評価書の修正を行ってください。
- ※ 評価実施時に条例が制定されていない場合等には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正を行ってください。

※ 上記の留意事項を踏まえ、重点項目評価書、全項目評価書についても、適切に評価書を作成してください。